

2 作業期間

令和4年10月1日から令和5年3月20日まで

3 作業地域

佐久市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県教育委員会告示第3号

文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項の規定により、次のとおり長野県宝に指定します。

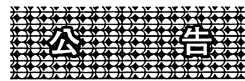
令和4年9月20日

長野県教育委員会

長野県宝に指定する文化財

名称	員数	所在地	所有者の名称
信濃国飯田城絵図	1 鋪 ^ほ	飯田市仲ノ町303番地1	公益社団法人下伊那教育会

文化財・生涯学習課



公告

県営南相木地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和4年9月20日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営南相木地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和4年9月21日から令和4年10月20日まで

3 縦覧の場所

南佐久郡南相木村役場

農地整備課